

平成 22 年 12 月 9 日

栄区区长
光田 清隆 殿

11 月 4 日付貴文書に対する回答

横浜環状道路対策連絡協議会
会長 比留間 哲生

平成 22 年 9 月 19 日付貴職に対する質問書への 11 月 4 日付貴回答を受領しました。これは当方の質問に対してなんら答えていないばかりか、問題をはぐらかす韜晦な議論に終始する極めて不誠実なものであり、このことは今までの文書のやりとりの中で厳しく指摘したにも拘らず今回も同様の回答を繰り返しています。本年 6 月以降数度にわたる文書のやりとりの中で論じてきた問題は、私達住民の生命、財産に深く関わる極めて重要な問題であるにも拘らず、貴文書は替え玉文書による回答にみられるように極めて不誠実なもので、区民を愚弄するものとしてこれは決して容認できず、ここに厳しく糾弾するとともに以下その理由を述べます。

1. なぜ問題にまともに答えないか

過去半年間貴職と当方との文書のやりとりの中で取り上げられたのは、平成 22 年 6 月 28 日付貴職より当方への「平成 22 年 3 月 26 日付東京地方裁判所民事部宛ての訴状について」の文書に始まる一連の議論である。

6 月 28 日付文書で貴職は「訴状に栄区民の多くは南線建設に反対であることは“栄区まちづくり行動計画検討委員会の議事録（資料 I の 1）を見れば明らかである”ということについて」として、検討委員会では賛否に差がなく、“栄区民の多くは南線建設に反対であることが明らか”という状況ではなかったと認識しているとした上で自動車専用道路に関する意見として以下の数値を示した。

必要・・・3 件

不要・・・3 件

計画変更（車線数を 6 車線から 4 車線に）すべき・・・1 件

道路整備が進められていることを前提にまちづくりを考えるべき・・・1 件

貴職は上記の数字を挙げて南線は必要（賛成）3 件に対して不要（反対）3 件であり、賛否相半ばというのが実際であると主張した。これに対して当方は、7 月 8 日付貴職宛の回答で栄区まちづくり行動計画検討委員会議事録を分析して各委員の意見を分類した上で賛否相半ばという貴職の主張は事実に反することを指摘した。すなわち、正しくは必要（賛成）を主張しているのは 1 件に過ぎず（これも南線建設賛成と頭わに言っていないが、発言の内容から賛成と見做した）、従って貴職が必要（賛成）3 件とする中の残り 2 件はどの意見かについて明示するようにと質問した。

しかるにこれに対する 8 月 26 日付貴職の当方への回答は、当方の上記質問に対してはぐらかしと逃げの極めて奇怪なものであった。すなわち、必要（賛成）3 件というのはいま問題としている「栄区まちづくり行動計画検討委員会議事録」とは全く別の「栄区まちづくり行動計画検討委員会 でいただいた意見一覧」9 頁に記載された 3 件の意見のことであると回答したのである。検討委員会議事録をもとに議論が進められている中、賛成の 2 件を明示するようにという当方の質問に対し

て答えることができなくなったため、全く別の資料を持ち出してその中の3件の意見を当方の質問に対する答えとしたのである。これは質問に対するはぐらかしというだけでなく、区民を愚弄する許し難い回答である。

そこで当方は9月19日付け文書で、これは本質的には替え玉受験と同じであり、区民に対する重大な不信行為であると厳しく追及した。それは南線建設に関する区民の意識を知る上で極めて重要な問題に対してヒトを代える替え玉受験と同じ形で文書の替え玉をもって答えるという極めて姑息で悪質なやり方だからである。実際、こんなことを市民への奉仕者である市職員が行うなど誰が予想できるだろうか。

このような重大な不信行為について当方は当然貴職が自からの誤りを率直に認めた上で、質問に対してまともな回答がなされるものと期待した。しかるに前記した如く11月4日付貴文書は反省どころか又も質問をはぐらかし、今度は替え玉文書を取り下げてもとの栄区まちづくり検討委員会議事録を持ち出して次のように述べている。すなわち、当該議事録では南線建設を必要とする意見や建設計画を前提とすべきとか、又計画を変更すべきという意見があったが、明確な反対を表明したのは3名であり、それ以外の委員は南線建設に触れていないという状況にあったということであり、従って検討委員会においては貴会が訴状で主張するような栄区民の多くが建設反対であるとする根拠にはなり得ないと考えると主張している。

これは当方の質問へのはぐらかしと逃げ以外の何ものでもないだけでなく、区民への許し難い不信行為である。当方としてはもはやこれに回答する必要はないとも考えるが、放置するとこの主張が罷り通る恐れがあるので敢えて回答することとする。

貴職はまちづくり検討委員会議事録の内容は明確な反対は3名で、それ以外の委員は南線建設に触れていないとして、宛もこれらの委員は南線建設に無関心であるかのように述べている。ここで言うそれ以外の委員というのは、発言委員10名の中の4名を指すものであるが、これについては7月8日付当方の文書で詳しく述べたように、4名の委員は道路問題でいま最も必要なものとして自転車専用帯の設置や歩道のバリアフリー化など日常的な問題を取り上げており、そのことは南線建設よりも身近な問題の解決を望んでいることを示すものであって、言外に南線建設はいま必要としないということを言っているのである。つまり南線建設反対を顕わに表明していないものの、もし賛成か反対かを聞かれれば反対と答えることが予想される人達なのである。従って貴職の言うように南線建設に触れていないことをもって南線建設に反対でないかのように考えるのは大きな見当違いである。

尚ここで貴職の主張のめまぐるしい程の変遷ぶりを簡単とまとめると以下の通りである。当方が訴状で「栄区まちづくり検討委員会議事録によると栄区民の多くは南線建設に反対である」としたのに対して、貴職は6月28日付文書で当該議事録によると賛成3件、反対3件と賛否相半ばする状況であったと反論した。これに対して当方が7月8日付文書で議事録をみると明確な賛成は1件のみであり、残り2件はどの委員の意見かを明示するように求めた。ところがこれに答えられないとみるや貴職は8月26日付文書で全く別の文書を持ち出し、その中の賛成意見3件を引用して、これを回答としたのである。これは替え玉受験のヒトの代わりに文書の替え玉で答える極めて悪質なものとして厳しく追及したところ、今度は11月4日付回答ではまたもとの議事録を持ち出して全く辻褃の合わない説明をしているのである。これに対する当方の批判は上に述べたとおりである。

なおここで付加しておきたいのは、訴状で栄区民の多くは南線建設に反対というのが本当であると述べたのは、訴状で詳しく論じたように、検討委員会議事録のほかにも栄区民の多くが南線に反対

していることを示すいくつかの事実があるからである。たとえば栄区まちづくり原案に対する区民の意見一覧の中の道路・交通に関する70件の意見の中で自動車専用道路の整備促進反対または問題ありとするものが88%を占めていること（訴状の甲第26号証）、さらに1991年1月の横浜市都市計画審議会に提出された南線計画に対する区民の意見書のうち賛成2000人（8%）に対して反対25,500人（92%）になっていること（甲第27号証）などである。これらを併せて考えれば、栄区民の多くが南線建設に反対であることは明らかであり、訴状の記載は事実を正しく示すものである。

2. まちづくり行動計画原案に“賛否両論がある”という表現をした時期について

貴職は11月4日付文書で、賛否両論があるという表現は訴状でまちづくり検討委員会議事録で賛成意見が僅か3件に過ぎないからであると述べているのは事実と異なり、実際はそれ以前の「栄区まちづくり行動計画」素案（案）について貴会と意見交換した際に“賛否両論があることを明記すべき”という意見をいただいたことを受けて記載したものであると述べている。このことは意見を述べた当事者として当方は勿論承知している。この意見を述べたのはそれまでは南線建設賛成のみで反対意見がないかのような表現になっていたため、賛否両論とすべきであると主張したのである。問題はいつ賛否両論の表現になったかではなく、賛成だけの一方的な表現が反対意見の存在を示す表現に変えられたということである。

なお、貴職は賛否両論というとき、宛も両論がほぼ同数で拮抗しているかのように主張しているが、実際は反対意見がはるかに多いことを当方は主張しているものであり、このことは明確にしておきたいと思う。

3. 当方の質問を無視して一切回答していない

9月19日付文書で当方は「その他の質問に対する無回答について」として、7月8日付文書で当方が質問したにも拘らず回答のなかった2件について再度回答を求めた。しかし、今回の11月4日付貴文書ではこのことを完全に無視して一切答えていない。二つの質問は南線計画に対する区民の意見に対する区長としての見解を求めたもので、当方としては是非そのことを伺いたかったにも拘らず無視して無回答というのは行政として不誠実のそしりを免れないであろう。ただ、これ以上回答を求めても無回答のままか、たとえ回答があったとしても今までのやり方からみてそれは無意味な牽強附会の説明に過ぎないと思われるので、これ以上回答を求めないこととする。

4. 平成22年度栄区民意調査の南線に関する設問は完成供用への期待を記入させるもので建設の賛否を問うものではない

11月4日付貴回答に7月から8月にかけて栄区民3,000人（無作為抽出）を対象に栄区民意調査を行い、その際南線建設に関する設問を初めて設定したとある。調査結果の速報版を入手したので、これに対する当方の意見と批判を述べることにする。

1) 設問の内容はアンケートの邪道であり、行政がこのようなアンケートを行うのは言語道断である。

設問は以下のとおりである。

横浜市では横浜環状南線の整備を促進しています。この道路は、金沢区釜利谷町から栄区を通り戸塚区汲沢町に通じる延長8.9kmの高速道路で、東名や中央道につながる国の「圏央道」

としての役割のほか、環状 4 号線の混雑緩和などが期待されています（*）。あなたは横浜環状南線に何を期待しますか。（○印は 2 つまで）

アンケート調査で守るべき原則は設問に予断を与える文言を入れてはならず、あくまでも当人の主体的な判断に基づく意見を聞くということである。しかるに上記設問は、南線が東名などにつながる国の圏央道の一部であるとか、環状 4 号線の混雑緩和が期待されるといったメリットのある大事な道路であることだけを記載しており、そこにはこのように重要な道路の完成供用をあなたは期待するはずであるということが暗黙のうちに含まれており、それを受けてつぎのような 4 項目にわたる期待の内容が具体的に記されて○印を記入するようになっている。

1. 早期の完成、2. 環状 4 号線などの渋滞緩和の効果、3. 圏央道がつながり、東名や中央道に連結することによる移動性の向上などの効果、4. CO₂ の削減など、環状 4 号線などの沿線地域の環境面の効果、

これは南線建設の是非をじっくり考えようとする多くの区民に対して否定的な情報を一切提供しないまま完成供用への期待を述べるように誘導しているものであり、これでは多くの区民は否が応でも期待項目に○印をつけざるを得なくなるだろう。これは明らかに意図的な作為による設問であり、アンケート調査の邪道以外の何ものでもなく、行政がこのようなアンケートを行うことは言語道断というべきである。ただ、このような一方的な設問にも拘らず、5. 特に期待するものはない及び 6. 道路整備は必要ないへの記入が合わせて約 30%に達していることは注目すべきである。

2) 設問に従えば南線の B/C は無限大となり、まさしく前代未聞である。

現在 benefit と cost の比、すなわち B/C が道路建設の是非を考える上で最も重要な指標とされ、これが国のレベルはもちろん地方を含めてあらゆるところで使用されている。Benefit と cost の内容については種々議論があるとしても、両者を考慮して B/C を求め、これをもとに客観的且つ合理的に建設の是非を考えることについては誰も異論はないといってよい。

ところが上記設問は benefit として東名や中央道につながる国の圏央道としての役割や環状 4 号線の混雑緩和を挙げる一方で cost については一切言及していない。つまり cost はゼロということであり B/C は無限大となり、これは前代未聞のことである。B/C が無限大ということは benefit だけの道路として南線は文句なしに建設すべき道路ということになり、建設反対など問題外ということになる。

道路建設の賛否を問う形のアンケートの設問は建設に伴うメリットだけでなく、デメリットつまり cost も並べて記すべきであり、南線について建設費が 4300 億円であり、横浜市の負担分が 600 億円に上ることは絶対に記さなければならないのである。なぜなら、これだけの cost を払って南線を建設するよりもこれを医療、介護、教育などに使うべきであるとする区民は決して少なくないと思うからである。

以上のことから、今回の南線に関する区民の意識調査はこの道路の建設の賛否を問うものではないことは明らかであり、このことを厳しく指摘しておきたい。もし貴職が今回のアンケート結果から区民の多くは南線の建設に賛成と見做すと主張するならば、それは牽強附会の極みであり、過去半年間の文書のやりとりの中で当方が厳しく追及してきた区民の意見を曲げる貴職のやり方をここでもくり返すことになることを指摘しておく。

なお、南線建設に関する区民の意識を正しく把握するためには設問に benefit だけでなく cost

も並べて記した上で建設の賛否を問うべきであり、それなくして信頼しうる結果は得られないことを強調しておきたい。

以上、貴職との文書のやりとりを通じて当方は南線計画に対して栄区民の多くが反対であるという事実が横浜市長にそのまま伝えられていないのではないかという疑念を強く抱くに至りました。そこで横浜市長に今回の貴職との文書のやりとりを通じて論じられた内容に是非目を通して貰うことが必要と考え、関連資料とともに直接届けることとしたのでその旨お報せしておきたい。

以上